

# 三豊市立吉津小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身の重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下の基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進します。

## いじめの定義

いじめを、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。 【いじめ防止対策推進法総則】

## 1 いじめの防止等のための対策の内容

### (1) いじめの未然防止

家庭や地域社会と連携しながら、教育計画にしたがって道徳や人権・同和教育を行うとともに、学級経営や児童会活動を通していじめを行うものやいじめの傍観者を生まない集団をつくります。

また、校内外の研修を通して、教職員のいじめへの理解を深め、早期発見ができる資質の向上に努めるとともに、日常的にアンケート等を通じた実態の把握や情報交換、定期的に校内危機管理委員会（いじめ・不登校・安全）を行い、常に高い危機管理意識をもった学校運営に努めます。

### (2) いじめへの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教員相互の積極的な情報交換により、情報を共有します。

### (3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応します。

### (4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに三豊市教育委員会への報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

### (5) 教職員の指導力向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力の向上を図るため、校内研修を行います。

## 2 いじめ防止のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「吉津小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラー、関係教職員も参加します。

### 3 本校におけるいじめ防止のための取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ① 学級経営の充実

- ・ わかる・できる授業に実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

##### ② 道徳教育、体験活動の充実

- ・ いじめを防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。
- ・ 縦割り班活動を通して、異年齢における協力や協調について体験し、人とより良くかかわる力を身につけさせるように努めます。

##### ③ インターネット等に関する指導・啓発

- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

##### ④ 保護者や地域への働きかけ

- ・ いじめ防止に向けて、PTA や地域の方々と連携しながら、いじめ防止の取り組みを推進します。

##### ⑤ 学校相互間の連携・協力体制の整備

- ・ 三野町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校と情報交換を行います。

#### (2) いじめの早期発見

##### ① 日常的な観察

- ・ すべての教職員が、児童の示す変化を見逃さないように努めます。

##### ② アンケートの実施

- ・ 「なかよしアンケート」を実施します。必要に応じて記名、無記名のアンケートを組み合わせ実施します。

##### ③ 教育相談体制の整備

- ・ スクールカウンセラーや養護教諭が関わる時間を設定し、教育相談を実施します。

##### ④ 保護者や関係機関との連携

- ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携が図れるように努めます。保護者からの相談に対しては、家庭訪問や面談等、迅速かつ誠実に対応します。

#### (3) いじめに対する措置

##### ① いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

##### ② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 保護者に対し、家庭訪問等により、迅速に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくります。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れて、必要な支援を行います。

##### ③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。

- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめるに児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察と相談して対処します。

#### ④ 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるように指導します。
- ・ すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

## 4 重大事態への対応

### (1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合には、速やかに三豊市教育委員会への報告を行います。

### (2) 調査

重大事態に対して、学校が主体になって調査を行う場合は、「吉津小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、改めて学校評議員やPTA会長を加えた調査組織を構成し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

## 5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。また、研修資料等を活用して、いじめ派の対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

## 6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。